

生活福祉資金 特例貸付 借入申込みにあたっての留意事項

【緊急小口資金・総合支援資金〔生活支援費〕共通事項】

1. この資金は、生活福祉資金貸付制度要綱に基づき貸付けを行うものです。
2. この資金の対象は、新型コロナウイルス感染症の発生による休業や失業等により、一時的または継続的に収入減少した世帯を対象とし、当座の生活費が必要な世帯です。新型コロナウイルス感染症の発生に起因しない理由による借入れはできません。
4. 一世帯につき一回の申込みです。一世帯から複数回の申込みが確認された場合は、いずれの貸付も行わない、若しくは既に借入れた金額を即座に返金していただきます。
※ 住民票が別々であっても生計を同じくする世帯は同一世帯として考えます。
5. 申込みは借入れを希望する本人が申込手続きを行うことになります。
ただし、新型コロナウイルス感染症への罹患や罹患患者への濃厚接触により、借入申込者が申請に行けない場合、親族等により代理申請も受け付けます。この場合、借入申込者の委任状および代理申請者の本人確認書類を提出していただきます。
6. 借入申込みにあたっては、本人確認のため、必ず運転免許証や健康保険証、住民票などの身分を証明する書類（以下「身分証明書等」という。）の提示が必要となります（本人の住所・氏名・生年月日を確認するため、複数の書類での確認が必要となることもあります）。このほか、本人印鑑及び振込口座（本人名義）が確認できる通帳またはキャッシュカードが必要となります。
上記申込に必要な書類の確認ができない場合や、身分証明書等と申込書に記載の氏名、生年月日、住所等が一致していない場合は申込みができません。
7. 世帯構成員の確認のため、世帯全員の住民票を提出していただきます。また、申込書記載の連絡先、住所地の自治体に確認することがあります。
8. 新型コロナウイルス感染症の発生を起因とした休業、失業等への貸付であるため、休業、失業等前の収入状況、休業、失業等後の収入状況について確認できる書類を提出していただきます。
9. 虚偽などの不正が認められた場合は、申込書を受理しません。また、申込受付後の場合は貸付不承認、貸付後の場合は貸付金を全額返金していただくことになります。
14. 無利子による貸付けですが、返済期間経過後は残元金に対して延滞利子が発生します。
(1) 令和2年3月31日までに申込み 年利5パーセント
(2) 令和2年4月1日以降に申込み 年利3パーセント
15. 転居により住所を変更した場合は、県社協に連絡し、転居先の住所について「住所・氏名変更届」により届け出ること。また、その後も借入期間中、住所・氏名の変更、就労や生活状況等世帯の状況等に著しい変更があったときは、速やかに県社協に届け出なければなりません。
16. 借入申込にあたって、県社協が借入申込書及び添付書類の記載事項につき事実確認を行うために、全国社会

福祉協議会及び他の都道府県社会福祉協議会に照会することがあります。

17. 借入申込時、また、貸付後に、脅迫的、暴力的言動等がある場合には、警察との連携により対応いたします。

11. 即日貸付ではありません。貸付金の交付方法は、所定口座（本人名義）への振込みとなります。申込日から7日程度かかりますので、ご了承ください。なお、ネット銀行口座への振込みはできません。

【緊急小口資金】（休業された方向け・緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合）

1. **対象者：**新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯。
2. **貸付上限額：**貸付限度額は、一世帯につき、原則 10 万円以内とします。ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、20 万円以内とします。
 - ア. 世帯員に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき。
 - イ. 世帯員に要介護者がいるとき。
 - ウ. 世帯員が4人以上いるとき。
 - エ. 世帯員に i または ii の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき。
 - i) 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子。
 - ii) 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子。
 - オ. 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき。
 - カ. ア から オ までに掲げるもののほか、特に資金の貸付需要があると特に社会福祉協議会会長が認めるとき。
3. **据置期間（返済猶予期間）：**12 月以内
4. **償還（返済）期限：**2 年以内（生活が落ちつき、本人の希望により返済開始前や返済中に早めに返済、または一括返済等も可能です。その場合は、神奈川県社会福祉協議会へご連絡ください）
5. **貸付審査：**申込受付後、神奈川県社会福祉協議会で貸付審査を行います。貸付不承認の場合は、原則、神奈川県社会福祉協議会から申込者宛に通知を行います。申込日から8日以上経過しても送金がない場合は貸付不承認となったものとしてご理解ください。また、貸付不承認の場合、提出された借用書は 県社協が責任をもって廃棄します。なお、不承認理由をお答えすることはできません。

総合支援資金【失業され方等向け・生活再建までの必要な生活費用の貸付】

1. **対象者：**新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯。
2. **貸付上限額：**・単身世帯 月 15 万円以内
・2 人以上世帯 月 20 万円以内 ※いずれも貸付期間は原則、3 月以内です。
3. **据置期間（返済猶予期間）：**12 月以内
4. **償還（返済）期限：**10 年以内（生活が落ちつき、本人の希望により返済開始前や返済中に早めに返済、または一括返済等も可能です。その場合は、神奈川県社会福祉協議会へご連絡ください）
5. **貸付審査：**申込受付後、神奈川県社会福祉協議会で貸付審査を行います。貸付決定の場合、改めて借用書を交わし、その後、貸付金の送金となります。貸付不承認の場合、提出された借用書は 県社協が責任をもって廃棄します。なお、不承認理由をお答えすることはできません。
6. **その他：**原則、自立相談支援事業等による支援を受け付け、継続的な支援を受けることが要件となります。

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 生活支援担当
〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡 4-2
TEL 045-311-1426 FAX 045-314-3472